

平成 29 年 9 月 4 日

青森市政記者会 様

青森地域広域事務組合  
消防本部予防課長

### 重大な消防法令違反に係る公表制度の施行について

当消防本部管内におきまして、平成 29 年 10 月 1 日に「重大な消防法令違反に係る公表制度」が施行されます。

消防法では、消防機関が消防法令違反のある建物に対して改善命令を行った場合、命令内容等を公示することが定められていますが、現在は公示に至るまでの手続きを行う一定の期間、建物の危険性に関する情報が、利用者等に提供されない状況にあります。

このことから、消防法令に関する重大な違反のある建物について、その法令違反の内容を利用者等へ速やかに公表することにより、利用者等の選択を通じて防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者による防火管理業務の適正化及び消防用設備等の適正な設置を促進することを目的として「違反防火対象物公表制度」を施行するものです。

つきましては、当該制度を広く周知するために取材・報道をお願いします。

- 1 施行期日 平成 29 年 10 月 1 日
- 2 対象地域 青森市・平内町・外ヶ浜町・今別町・蓬田村
- 3 制度の概要 別添資料をご覧ください。

#### 【問合せ先】

青森地域広域事務組合消防本部予防課  
機動査察チーム  
主幹 渡邊・主査 大川・主査 亀田  
電 話：017-775-0853  
F A X：017-775-1444

# 違反対象物の 公表制度が始まります



マスコットキャラクター  
「あおしょうくん」

## 公表制度とは？

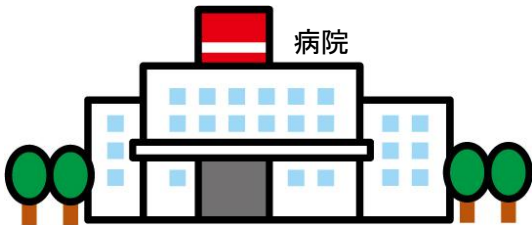
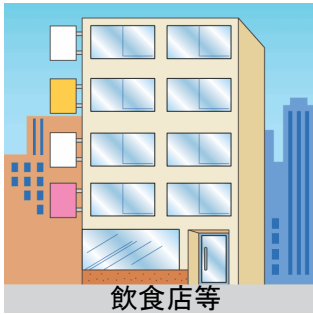
消防法令に関する重大な違反のある建物を公表することによって、その建物を利用する方が自ら建物の情報を手して、安心して建物を利用できるよう、消防が保有している消防法令違反に関する情報をホームページ上に公表する制度です。

### ホームページで公表



## 公表対象となる建物

劇場、映画館、遊技場、飲食店、物品販売店舗、ホテル、病院、社会福祉施設などの不特定多数の方が利用する建物が該当になります。

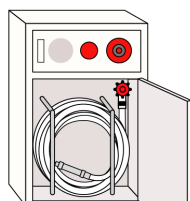


## 公表対象となる違反

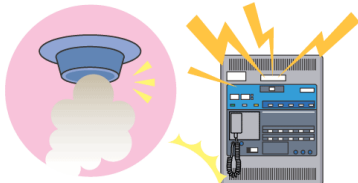
消防用設備等のうち、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備について、設置義務があるにもかかわらず、設置されていない場合又は設置されていてもその主たる機能が喪失している場合が該当します。



スプリンクラー  
設備



屋内消火栓  
設備



自動火災報知設備

## 公表までの流れ



### ～～事業者の方へ～～

次のような場合は、重大な消防法令違反になることがありますので、事前に消防本部予防課又は最寄りの消防署へご相談ください。

- ◎増築や改築、隣接する建物と接続する場合。
- ◎建物に飲食店、物品販売店、社会福祉施設等の不特定多数の方が利用する用途が新たに入居する場合。

また、新規に事業を開始する場合及び建物の用途の全部又は一部を変更する場合は火災予防条例により使用開始(変更)届出書の提出が義務付けられていますので消防本部予防課へお問合せください。



### 公表の内容

建物を利用する方にわかりやすく掲載します。

- ①建物の名称・住所
- ②消防法令違反の内容
- ③消防長が必要と認める事項

### 公表制度の開始時期

青森消防本部では、

平成29年10月1日

から開始します。

### 公表制度の全国展開

違反対象物公表制度は、現在すべての政令指定都市の消防本部で実施済みです。また、今後全国の各消防本部でも導入される予定になっています。



総務省消防庁のホームページで全国の状況を確認できます。

＝総務省消防庁公表制度 HP＝  
<http://www.fdma.go.jp/>

### 《問い合わせ先》

- |          |                   |
|----------|-------------------|
| 消防本部予防課  | 017-775-0853 (直通) |
| 中央消防署予防係 | 017-775-0855 (代表) |
| 東消防署予防係  | 017-741-0613 (代表) |
| 浪岡消防署予防係 | 0172-62-3119 (代表) |
| 平内消防署予防係 | 017-755-3119 (代表) |

インターネットで検索

青森消防

検索

<https://www.city.aomori.aomori.jp/kouiki/syoubou/top.html>

